

県土整備部発注工事におけるＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ付帯構造物設置工）の試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県土整備部が発注する工事において、「ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ付帯構造物設置工）」（以下、「ＩＣＴ付帯構造物設置工」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ＩＣＴ活用工事）

第2条 ＩＣＴ付帯構造物設置工とは、以下に示す施工プロセス（①～⑥）においてＩＣＴを活用する工事とする。ＩＣＴ付帯構造物設置工はＩＣＴ土工もしくはＩＣＴ舗装工（路盤）の関連施工工種として実施することとする。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。ただし、ＩＣＴ土工もしくはＩＣＴ舗装工（路盤）の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ＩＣＴ建設機械による施工

ＩＣＴ付帯構造物設置工は対象外

④ 3次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ＩＣＴを活用して施工管理を実施する。なお、出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。

<出来形管理>

下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理技術
- 2) ＴＳ（ノンプリ）を用いた出来形管理技術
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術

⑤ 出来形確認及び検査

トータルステーション等を用いて、現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値との標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥ 納品

①～⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

(対象とする工事)

第3条 ICT付帯構造物設置工はICT土工もしくはICT舗装工(路盤)発注工事のうち、下記工種を含む発注工事を対象とする。

2 ICT土工もしくはICT舗装工(路盤)における関連施工種とするため、ICT付帯構造物設置工単独での発注及び単独での実施は行わない。

種別	細別
コンクリートブロック工	コンクリートブロック積 コンクリートブロック張 連節ブロック張 天端保護ブロック
緑化ブロック工	
石積(張)工	
側溝工	プレキャストU型側溝 L型側溝 自由勾配側溝
管渠工	
縁石工	縁石・アスカーブ
基礎工	現場打基礎 プレキャスト基礎
海岸コンクリートブロック工	
コンクリート被覆工	
護岸付属物工	

3 従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

(ICT活用工事の実施手続)

第4条 ICT付帯構造物設置工の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。

(試行対象工事の報告)

第5条 ICT付帯構造物設置工を実施する際は、監督員から技術企画課へ連絡することとする。

2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

(設計変更)

第6条 ICT土工もしくはICT舗装工(路盤)の関連施工種とするため、「県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT土工)の試行要領【発注者指定型】」、「県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT土工)の試行要領【受注者希望型】」、「県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT舗装工(路盤))の試行要領【発注者指定型】」、「県土整備部発注工事におけるICT活用工事(ICT舗装工(路盤))の試行要領【受注者希望型】」のいずれかによる。

(監督・検査)

第7条 ICT付帯構造物設置工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が

定めた「ICT付帯構造物設置工に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT付帯構造物設置工に関する基準

施工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	2	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	3	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編
検査	4	空中写真測量（無人航空機）を用いた監督・検査要領（土工編）（案）
	5	地上型レーザースキャナーを用いた監督・検査要領（土工編）（案）
	6	TS（ノンプリ）を用いた監督・検査要領（土工編）（案）
	7	TS等光波方式を用いた監督・検査要領（土工編）（案）
	8	RTK-GNSSを用いた監督・検査要領（土工編）（案）
	9	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた監督・検査要領（土工編）（案）
	10	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた監督・検査要領（土工編）（案）
	11	TS等光波方式を用いた監督・検査要領（護岸工事編）（案）
	12	TS等光波方式を用いた監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	13	3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

令和2年6月22日改定（令和2年7月1日適用）

令和3年6月28日改定（令和3年7月1日適用）